

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
3	下水道建設課	R3.4.14	下水道管渠維持管理業務委託(MP清掃その2)	六軒町No.1MP、豊原町No.3MP マンホールポンプ清掃工 N= 12回 地上点検工 N= 12回	1	R3.4.19	大阪環境事業協同組合	大阪市垣鼻町898番地6	3,045,900	2,310,000	本委託は、供用開始以後、各家庭から流れ込んでしまった油塊や異物を取り除き、マンホールポンプ並びに下水道管渠の詰まりを未然に防ぐ為の清掃及び点検業務であり、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき令和3年3月15日に合理化事業計画及び事業転換計画確認の調印が行われていることから、大阪環境事業協同組合を業務委託の相手方とした。	無し	
3	下水道建設課	R3.4.19	高須町公園多目的広場除草業務委託	機械除草工 A= 121,460平米	1	R3.4.19	高須町自治会	大阪市高須町4649番地	2,600,000	2,420,000	当施設は、中勢沿岸流域下水道松阪処理区の松阪浄化センター建設における地元条件として整備を行った多目的広場である。 また、三重県が管理する松阪浄化センター内の公園等における芝生等の管理を高須町自治会に委託していることから、浄化センター関連施設である当施設の除草等の管理を、高須町自治会に委託した。	無し	
3	下水道建設課	R3.6.9	下水道管渠維持管理業務委託(管清掃本庁その1)	高圧洗浄車清掃工 φ150 L= 702.2m φ200 L= 813.7m φ250 L= 62.1m	1	R3.6.14	大阪環境事業協同組合	大阪市垣鼻町898番地6	1,619,200	1,419,000	本委託は、供用開始以後の堆積土砂および、各家庭や飲食店から流れ込んでしまった油塊や異物を取り除き、下水道管渠の詰まりを未然に防ぐための清掃業務であり、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法に基づき、令和3年3月15日に合理化事業計画及び事業転換計画確認の調印が行われたことから、大阪環境事業協同組合に業務を委託した。	無し	
3	下水道建設課	R3.6.18	松阪市公共下水道台帳補正業務委託	管渠情報データ作成 L= 8.4km 公共汚水樹データ作成 N= 527件 下水道計画区域データ作成 N= 1式 維持管理情報データ作成 N= 1式	1	R3.6.28	株式会社パスコ三重支店	津市栄町三丁目222番地 ソシアビル5F	11,236,500	9,548,000	公共下水道台帳用施設平面図は、松阪市統合型GISに反映され、全庁的に情報共有が図られており排水設備申請図書等データを蓄積している。 また、「松阪市統合型GIS」で使用しているGISソフトウェア「PASCAL」は株式会社パスコが著作権を有しており、株式会社パスコ以外の業者が業務を実施する場合は様々なリスクが生じ、他のデータとの整合が図れなくなるなど運用上の支障が発生する可能性が考えられる。 以上のことから安定的な運用により従来通りの行政サービス提供を維持するため株式会社パスコと随意契約を行った。	有り	
3	下水道建設課	R3.6.24	下水道ストックマネジメント計画附帯台帳作成業務委託	雨水ポンプ場 機械電気設備機器リスト作成業務 N=1.0式	1	R3.6.29	中央コンサルタンツ株式会社三重事務所	津市栄町二丁目312番地	2,985,400	2,970,000	本業務は令和元年度「松阪市公共下水道改築事業下水道ストックマネジメント計画策定業務委託」(以下、「ストマネ計画業務」)で整理した成果に附帯して機器リストの作成を行う業務で、計画全体を通した統一的な観点で取りまとめる必要がある。 また、委託費用の面では、当時得ている情報により資料収集や現場調査など、簡素化により優位性があり、業務完了後の瑕疵担保についても、責任範囲が最も明確となることから、ストマネ計画業務を実施した「中央コンサルタンツ株式会社三重事務所」と随意契約の締結を行った。	無し	
3	下水道建設課	R3.7.19	松阪市公共下水道事業 内水浸水想定区域図作成業務委託	内水浸水想定区域図作成業務 内水流出解析 A= 1,283.5ha 測量業務 4級水準測量 L= 108.8km 3級水準測量 L= 46.0km 水準点設置測量 N=96点	1	R3.7.26	株式会社三水コンサルタント三重事務所	津市観音寺町604-281	35,933,700	21,780,000	当業務は、令和2年度業務範囲との一体的な確認が必要となり、令和2年度業務範囲の解析モデルを再構築する費用が不要となり、入札を行うよりも経済的であり、且つ解析データの統一性を向上させることができるため、令和2年度受注業者である株式会社三水コンサルタント三重事務所との随意契約とした。	有り	
3	下水道建設課	R3.8.20	松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区 3-3号外汚水幹線外汚水管渠工事に伴う補償算定等建築支援業務委託	補償費算定支援業務 N=1.0式 学識経験者意見書作成支援業務 N=1.0式	1	R3.8.20	公益財団法人 三重県建設技術センター	津市島崎町56番地	1,351,900	1,320,000	補償算定業務における監督補助支援と意見書作成に関する支援業務で、建築部門の専門機関として知識と経験を有し公正性かつ透明性のある判断が必要であるため、公共工事発注者支援機関にも認定されており、発注関係業務を適切かつ公正に行うことができることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約とした。	無し	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
3	下水道建設課	R3.8.19	外五曲排水機場No.1ポンプ点検整備工事	排水ポンプφ500分解整備 N=1式	1	R3.8.27	石垣メンテナンス株式会社名古屋支店	名古屋市中区錦二丁目4番3号	9,985,800	9,680,000	本工事は、既存ポンプ及び電動機を工場にて分解整備を行うもので、既存ポンプの構造や機能、構成部材等を熟知している必要がある。併せてポンプ場の機能を損なうことなく、分解整備工事を行う必要性から、本工事は既存の設備と密接不可分な関係にある。そのため、同一施工者以外の方に施工させた場合、既存設備等に著しい支障が生じるおそれがあり、また、その後の責任の所在が不明確となるため、外五曲排水機場の工事受注者で設置当時から現在まで修繕整備を請負っている石垣メンテナンス株式会社名古屋支店との随意契約を行った。	有り	
3	下水道建設課	R3.10.20	松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区 3-3号外污水幹線外污水管渠工事に伴う補償算定業務委託	補償算定業務 N=1.0式	1	R3.10.20	株式会社中央クリエイト三重営業所	四日市市幸町4番11号	672,100	641,300	補償算定にあたり、以前にも当該同業務を行っており、下水道工事当時の地殻変動影響調査(家屋事前・事後調査)の実施も行い現地状況を十分に把握していることから、地方自治法施行令第167条の2第1項6号による随意契約とした。	無し	
3	下水道建設課	R3.10.25	松阪市公共下水道事業 松阪全処理分区工事積算業務委託	工事積算業務 N=1式 松阪第1処理分区 6-19号外污水管渠工事 小口径高耐荷力泥土圧方式 L=30.0m 松阪第2処理分区 松阪2-3号污水幹線管渠工事 小口径低耐荷力泥土圧方式 L=38.6m 松阪第2処理分区 松阪2-3号污水幹線管渠工事 小口径鋼製さや管方式 L=6.0m 松阪全処理分区 標準設計書作成業務 N=1式	1	R3.11.1	公益財団法人 三重県建設技術センター	津市島崎町56番地	4,900,500	4,400,000	本業務の実施にあたっては高度な守秘性が求められ少なくとも特定企業との利害関係がない公共性を有した機関また、専門知識や経験を有する技術者を配置できる体制を有し、継続的に業務を実施できる機関であることが必要であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公共工事発注者支援機関に認定されていることから随意契約とした。	無し	
3	下水道建設課	R3.11.16	松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区 44号外污水管渠及び配水管布設替工事	内径150mm管布設工 L=1,027.8m マンホール設置工 N=38箇所 污水樹設置工 N=95箇所 舗装復旧工 A=3,340平米 DIP(GX)φ100~200 L=521.2m HPPEφ50~100 L=571.6m 仕切弁 N=28基 消火栓 N=3基 仮設管 L=1,135.9m 管防護φ600 N=5箇所 舗装復旧工 A=1,159平米	1	R3.11.22	株式会社テック	松阪市上川町2739番地16	289,050,300	229,537,000	総合評価落札方式での入札公告を行い開札を行った結果、入札参加者全てが低入札価格調査制度の失格基準価格を下回り入札不調となった。当工事の規模から換算する実質の想定工事期間と再入札に要する期間を考慮すると、翌年度末の工事完成が見込めないことと、応札額が低入札価格調査制度の積算内訳書審査基準を満たす最低価格であり、再入札を行った場合、価格の上昇が考えられるため現状が最も有利であることから、総合評価値の最上位業者と総合評価方式による契約条件を引き継ぐ形で随意契約とした。	有り	